

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 無料見積書のはずが

今回は会員の方から、箆笥などの処分費の無料見積もりを取り値段が高かったのでキャンセルしようとしたら、キャンセル料を要求されたとの情報提供がありましたので皆様にお知らせします。ご注意ください。

廃棄物の種類としては一般廃棄物（箆笥、布団等）を処理するため、ネットを検索し見積もり無料の広告を見て、見積もりを依頼したそうです。すると、会社Aの担当者が来て見積もりを行い、見積書が提出されました。見積書に署名する欄があり、署名し受けとって他社と比較し、他社が半値程度だったので、金額が高いので断ったところ、キャンセル料を要求されたそうです。見積書の裏面には、古物商の買取規定としてキャンセル料がかかれており、当日キャンセルは100%、前日までは50%と確かに書かれていました。消費生活センターに相談したところ、見積書の提出依頼を行ったのでキャンセル料は、裏面に記載した通り発生してしまうとのこと。裏面の説明がなく表面に署名したものが裏面にまで効力が及ぶのか、なぜか処分をお願いしたのに、買取規定しか書いていないこと、見積書と理解していたのに裏面に買取規定なるものがあったことなどについて、弁護士と相談するそうです。ネットで確認したところ、会社Aは古物商の許可は取得しているようでしたが、産業廃棄物処理、一般廃棄物処理の許可はないとのことでした。情報提供してくれた方からは、この手の怪しい話は昨年の水害以降増えてきているようです。くれぐれも、何が、どこまで無料なのか十分確認してください。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。